

議案第70号

北本市立保育所設置及び管理条例の一部改正について

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成26年11月27日 提出

北本市長 石津賢治

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立保育所設置及び管理条例（昭和45年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に欠ける」を「を必要とする」に、「第35条第3項の」を「第39条第1項に」に改める。

第4条中「保育に欠ける小学校就学の始期に達するまでの」を「保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である」に改め、同条ただし書を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

（停止等）

第5条 市長は、入所する児童が次のいずれかに該当する場合は、保育の利用を停止させ、及び保育所を退所させることができる。

- (1) 前条に規定する入所できる児童に該当しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（保育時間）

第6条 保育時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで
 - (2) 土曜日 午前7時30分から午後5時まで
- 2 前項各号に定めるもののほか保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、保育時間を変更することができる。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定により、<u>保育に欠ける</u>児童を保育するため、同法第35条第3項の規定する保育所を設置する。</p> <p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保育に欠ける小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、保育に欠けるその他の児童を入所させることができる。</u></p> <p><u>(退所)</u></p> <p>第5条 <u>入所する児童が次の各号の一に該当する場合、市長は、保育の実施を解除しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 保育の実施の必要がなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 保育の実施に変更を生じたとき。</u></p> <p><u>(3) 保育の実施ができなくなったとき。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定により、<u>保育を必要とする</u>児童を保育するため、同法第39条第1項に規定する保育所を設置する。</p> <p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童とする。</u></p> <p><u>(停止等)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、入所する児童が次のいずれかに該当する場合は、保育の利用を停止させ、及び保育所を退所させることができる。</u></p> <p><u>(1) 前条に規定する入所できる児童に該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</u></p>

<p><u>(保育時間)</u> <u>第6条 保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日は正午までとする。ただし、特別の事情があるときは、市長は、この時間を変更することができる。</u></p>	<p><u>(保育時間)</u> <u>第6条 保育時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで</u> <u>(2) 土曜日 午前7時30分から午後5時まで</u> <u>2 前項各号に定めるもののほか保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、保育時間を変更することができる。</u></p>
---	---